

Can Local Libraries and Museums be Depositories for Vernacular Photographs? <Special Theme : Future of Academic Activities Opened with Digital Image Databases>

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-08-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福島, 幸宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00009830

研究ノート Research Note

地域の博物館や図書館などは
「地方（じかた）写真」の拠点たりえるか？

福島 幸宏*

Can Local Libraries and Museums be Depositories
for Vernacular Photographs?

Yukihiro Fukusima

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 1 はじめに—極私的体験から | 3 地域の機関が「地方写真」の拠点たりえるために |
| 2 これまでの取り組み | 3.1 各機関が置かれている状況 |
| 2.1 各機関での取組事例 | 3.2 ハードルの下げ方 |
| 2.2 個人での取り組み | 3.3 インセンティブをどう作り出すか |
| 2.3 利活用シーンから考える | 4 おわりに—極私的体験, 再び |

*慶應義塾大学

Key Words : library, museum, vernacular photographs, digital archive, open data

キーワード : 図書館, 博物館, 地方写真, デジタルアーカイブ, オープンデータ

1 はじめに—極私的体験から

まずはじめに、この写真を注視していただきたい。



写真1 ビデオテーク「祖谷の秋まつり」(No.1282)の一場面

緑豊かな山々を背景に、乳児を抱いた若い男性が映り、手前に老年の女性と壮年の男性が交歓している。

これは、国立民族学博物館創設以来の目玉、ビデオテーク「祖谷の秋まつり」(No.1282)の一場面である。データベースの説明は以下のようになっている。

徳島県東祖谷山村

平家落人の子孫がつたえる山村のまつり。都をしのんだ人びとの思いをいまにつたえる。

製作年：1977年

この番組は四国放送が撮影した番組をビデオテークのために再編集したものです。

11分／撮影 1973

実は、この中央に映されているのは、生後9か月の筆者である。そして筆者を抱いているのは父親、交歓しているのは父方の祖母と伯父である。

この映像を筆者が初めて見たのは、1992年の夏、所属研究室の研修旅行ではじめて国立民族学博物館を訪れた時だった。人生ではじめての規模の展示場の広さと多様な展示に圧倒されたあと、友人とビデオテークに入り、まずはとって自身と両親の出身地を検索し、どうも父の田舎だな、とって選んだのがこの映像であった。

映像の再生がはじまると、妙に馴染みのある山々が映り、さらに知っているような神社が映り、そして写真1の場面に到って父親と祖母の姿を確認し（筆者自身と伯父はその時は見分けることができなかつた）、驚愕して、そう広くないビデオテークのブースのなかで、言葉そのままに椅子からずり落ちた。当時は博物館の入場券とビデオテークの視聴券がセットになっていて、1名1回の視聴であったために、友人に頼んで視聴券を譲ってもらい、同じ映像を再度視聴した。そのため、その前後の経緯も含め、鮮明にこの体験の記憶が残っている。

時代や地域、階層などの制約から、20世紀段階の動画を持たない私自身や親族にとって、この映像に邂逅できたこと、そして数年前にDVD媒体で映像自体を入手することができたことは非常な喜びだった。ムラ自体やハチマンサンの祭りの様子、親族同士の懐かしい記憶の想起にもつながった。

しかし、思い返してみたい。筆者がこの映像の存在自体を知ったのは、撮影後19年、ビデオテークでの公開から15年が経過したあとであった。その間、この映像は、限定された条件での公開とは言え、全世界の人に開かれていた。もちろん、筆者や親族の同意はない、もしくは取りようがないままの公開である。この点はおそらく、この映像の他のカットで生き生きと祭礼を行っている集落の人々にとっても同様であろう。

また、映像を入手する際にも以下のような経緯があり、被撮影者がどのように権利を主張できるのかという点について、あらためて考えるところがあった。当然のように、映像公開の際には被撮影者から入手要求があるとは想定されおらず、ビデオテークのwebサイトには現在でも次のような断り書きがある。「残念ながら、映像は著作権上の理由で〔ウェブ上では=引用者注〕ご覧いただけません。民博のビデオテークブースや多機能端末室をご覧ください。／このデータペー

スの著作権は、国立民族学博物館に帰属します。著作権者に無断で転載・複製等を行うことはできません」(「ビデオテークデータベース」<http://htq.minpaku.ac.jp/databases/videotheque/> [2020-05-20 確認])。とはいえ、当該映像が筆者と親族の貴重な記録であることに変わりはないし、撮影場所も、父が出生した祖母の屋敷のインキョの庭のようである。被撮影者としては、できることなら手元に置いておきたいという望みを断つことができなかった。

しかし、入手に際しては、被撮影者としてではなく、研究者としての筆者が、研究資料として入手するという理由で手続きを行った。さらに、もとの撮影者の四国放送にも同意を取る必要があった。筆者は自治体の行政文書等の資料利用の事務を担当していた経験があるので、こうした問い合わせに対応することの煩雑さは容易に想像できる。規定外のややこしいお願いに対応していただいた関係者のサゼスションと配慮には感謝しかない。そして、この論考によって、ついに「研究資料」として入手した映像を利用することになり、大変遅ればせながら入手理由を正当化できたのである。さらにさかのほれば、ビデオテークでの公開に際して、撮影時期や場所を含めた諸情報が適切に付されていたからこそ、1992年夏に、急に眼前に現れた形とは言え19年前の自身との再会が可能となったのである。

しかし、初学者の段階で、自身がインフォーマントである／になりうるという経験をできたことの意義は大きかった。さらに、ルーツへの邂逅や記録を取り戻す作業は、被撮影者としてではなく、観覧者・研究者という別の立場から行われた。一種の〈他者〉として、1973年の幼児の記録を取り扱ったと言ってもよいであろう。

本稿は、これらの極私的体験を拓きながら、また写真の課題に限定しつつ、地域の博物館や図書館などの機関が個人の活動を巻き込みながらも、「地方(じかた)写真」の拠点たりえるか?」を問うものである。ここでの「地域」は、本来の意味に留意しながらも基礎自治体を指すものとする。こうした地域の施設では、厳しい財政状況のなかで、生活に身近な歴史をとりわけ優先的にとりあげ、それぞれの状況に即した活動を進めなければならないという意味で、国レベルの施設とは事情が大きく異なる。地方文書ならぬ地方写真を活用していくうえで、大きな期待がかけられている地域の施設に、本稿は大きく焦点を当てたい。

「地方写真」とは、本稿のもとになったシンポジウムの企画過程で提起された言

福島 地域の博物館や図書館などは「地方（じかた）写真」の拠点たりえるか？

葉である。2019年5月25日に国立情報学研究所で開かれたDiPLAS主催のシンポジウム「地域コミュニティのメディアテーク」での登壇を打診されたさい、企画者は「地方写真」という言葉を用いてその趣旨を説明した。この言葉はその後、シンポジウム趣旨を示す用語としては用いられなくなったが、「市井の人たちの手記が大きな史的価値を持つことを考えれば、研究者が撮影した写真でなくとも、学術的に価値の高い写真は少なくないはずです」というシンポジウム広報のためのウェブサイトの記述は、「地方写真」の説明にふさわしいであろう（本特集 序論を参照）。

この言葉は、コンテストや広報のために用いられた写真などをも含み込むいっぽうで、〈なにげない日常〉のスナップの重要性をうまく言いあらわしている。

本特集の原田論文においても、地域のインサイダーが撮影した写真や動画は、研究資料として作成されたものと区別して論じられている。撮影者が撮影や映像のプロであるかどうかは、さしあたって問題ではない。生活の文脈のなかで撮影され、そのまま地域に眠っていたこれらの写真に焦点を当て、今後大きく展開する可能性がある言葉として「地方写真」と呼ぶことにする。

さらに本稿全体では、地域社会の状況のなかでの「地方写真」が持つ力を考え（本特集 原田論文も参照）、その取扱いをより容易にできるような方法を提起する。

2 これまでの取り組み

2.1 各機関での取組事例

以下では、図書館やアーカイブズ・大学等研究機関などのこれまでの活動事例から、「地方写真」につながる取組をいくつか言及したうえで、課題と展望を抽出する。最初にとり上げるのは市町村立図書館の取り組み、特に渡部（2006; 2008）が報告する滋賀県愛荘町の愛知川図書館の活動である。愛荘町の旧愛知川地区では、2001年の町史（合併を見据えた愛知川町史）編纂開始時から、図書館によって地域資料の集積が行われてきた。とりわけ写真については「えちがわ歴史寫眞館」が開設され、地域住民から提供された写真や役場の広報課が撮影した写真を

中心に展示会を繰り返し、町民からの関連情報の収集に努めてきた。事業発足当初の案内には、「写真には、時とともに変わりゆく町のすがたが記録されています。それは町史の編さんに欠かせない貴重な歴史資料です。(略) また、掲載写真にまつわる出来事や撮影場所なども調査しています。どのようなことでも構いませんので情報をお知らせください。」とある。また収集された関連情報は「町のこしカード」として整理され、愛知川図書館で公開されている。曰く、「皆さんから提供していただく情報で作る、新しい町の地図です」「なにげなく見ている建物や文化、生き物たちは、今まさに失われていく風景なのかもしれません。(略)『まちおこし』でなく『まちのこし』。私たちはないものを求める前に、あるものの価値に気付くべきです。(略)『町のこしカード』は町の未来を感じる地図です」というのがその狙いであった。近年も「あいしょうデジタルライブラリー」を開設し、今後の展開が期待されているが、その基礎は20年以前に、アナログの形から出発したものであった (<https://www.town.aisho.shiga.jp/toshokan/library/index.html> [2020-05-20 確認])。

また、大阪府豊中市と箕面市の図書館の共同運営による「北摂アーカイブス」も注目に値する (<https://www.facebook.com/hokusetsuarchives/> [2020-05-20 確認])。西口と上杉(2017)によると、このプロジェクトは、両市をまたいで生活する市民が地域情報を収集するさい、図書館が重要な役割をはたすべきだという認識のもとに、両図書館が2008年から企画したものである。その目的は、一方では生涯学習における情報提供の充実、他方では「利用者参加型」のコンテンツの浸透と住民の集合知の活用を図ることである。現在の実質的な活動は「地域フォトエディター」という地域住民グループが担っており、写真撮影・整理／編集／ホームページ運営などをこなして、過去と現在の地域の様子を記録している。

さらに、社会教育事業に目を移すと、地域の写真集刊行などが目を引く。東京では『写真で綴る「文の京」歴史と文化のまち』に代表されるような区政周年記念の写真集が各区それぞれで刊行されている (<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kusejoho/profile/kushihensan/shashinshu.html> [2020-05-20 確認])。これらは住民によるスナップに写真家の作品、区広報などを組み合わせて編集されている事例が多く、本稿の立場からは行政区ごとの「地方写真」のある種の集成としても位置付けられる。

都道府県レベルだと、沖縄県公文書館の「写真が語る沖縄」を取り上げるべき

福島 地域の博物館や図書館などは「地方（じかた）写真」の拠点たりえるか？

だろう（https://www.archives.pref.okinawa.jp/search_materials/photo/searchpics [2020-05-20 確認]）。沖縄の歴史的経緯から、アメリカ国立公文書館所蔵資料からの収集写真や地域から収集した写真、県所蔵写真などが横断で検索できるようになっている。

また、大学と自治体の連携事例では、「近藤豊写真資料」をあげたい（<https://www.arc-ritsumei.com/> [2020-05-20 確認]）。これは、立命館大学アトリサーチセンターと京都府立総合資料館（現：京都学・歴彩館）との共同作業である。古建築の研究者であった近藤豊が、1930年代から1970年代に撮影した約6万点の写真をデジタルアーカイブとして展開したものである。撮影者自身が付していたメタデータによって、撮影場所と日時が詳細に把握できる点がその特徴となっている。年代の幅が長く、さらに地域的には関西を中心としつつも日本植民地下の朝鮮半島まで広がり、対象も寺社建築をはじめ、近代建築、住宅、銚山車等という多様なもので構成されているため、詳細なメタデータが写真の読解のために非常に重要な手掛かりとなっている。

このように、これまで各機関では十分な事例の蓄積がある。今後は、より以上の「地方写真」の収集・公開の動きがあってもよいと考えられる。

2.2 個人での取り組み

次に、個人での取り組みについて述べる。現在注目されているのは渡邊英徳による白黒写真のカラー化の取組、「記憶の解凍」であろう（渡邊2018）。これは、石川博などの「ディープネットワークを用いた白黒写真の自動色付け」などを技術的な基盤としつつ出発したものである（<http://iizuka.cs.tsukuba.ac.jp/projects/colorization/web/> [2020-05-20 確認]）。特に広島市中心部にある中島地区の被爆前の写真を巡って、広島女学院高等学校と連携したことにより、このプロジェクトは従来にない段階を迎えた。もとの写真（写真2）に自動着色をほどこした写真（写真3）を体験者に示して聞き取りをおこなったり、展示会で公開したりするうち、その過程で生じる対話がプロジェクトのなかで大きな意義を持つようになった。たとえば写真3には、そうした対話から生まれた次のようなコメントが付されている。

戦前の広島。大正末期の中島地区にて撮影されたもの。「片山写真館」のスタッフと家族が、夜



写真 2 「記憶の解凍」プロジェクトにおける補正作業前の写真



写真 3 「記憶の解凍」プロジェクトにおける補正後の写真

福島 地域の博物館や図書館などは「地方（じかた）写真」の拠点たりえるか？

の産業奨励館（現在の原爆ドーム）とともに二重露光で写っている。片山昇さんご提供の写真カラー化。お膳とお料理の色などを再補正しました。冷奴と葱、お魚が美味しそうです。（<https://twitter.com/hwtnv/status/1248379270327455753>, <https://twitter.com/hwtnv/status/1248379267127238659> [2020-05-20 確認], コメントは渡邊によるもので、日付は2020-04-10）

つまり、新たな対話と「地方写真」の発掘が大きな取組の軸として組み込まれたのである。現在も補正作業は継続されており、写真のカラライズの過程を通じて、情報の往還が可視化されてきている。

また、占領期のカラー写真についても今後の展開が注目される。衣川太一（写真収集家／神戸映画資料館）は数年前からアメリカのオークションサイトで写真と関連資料を多数収集している。その多くは、占領期に日本に駐留した米軍関係者の「地方写真」である。この時期の写真のほとんどは、新聞や雑誌等の印刷物に掲載する目的で撮影されているため、職業写真家による撮影のほとんどは白黒フィルムが利用されていた。そのため、いくつかの歴史的イベントについてのわれわれの記憶を想起すればわかるように、時代のイメージも白黒で構成されている場合が多い。しかし衣川が紹介するカラー写真は鮮明で、衝撃的でありさえする（<http://kiito.jp/people/kinugawataichi/> [2020-05-20 確認]）。

これら、渡邊や衣川の活動は、本稿に引き付けると、カラー写真の遡及とでも言うべき状況が起こっていると位置づけられる。厳密な資料論の立場からは、特に渡邊の手法を巡っては議論あるべきかもしれない。しかし、カラーは圧倒的な喚起力を持っている。「はじめに」で筆者は、1992年の夏の国立民族学博物館のビデオテープで「椅子からずり落ちた」と述べた。あの映像がカラーでなければ、そこまでの衝撃はなかったかもしれない。

2.3 利活用シーンから考える

以下、これまで紹介した事例から課題と展望を抽出して、ここまでのまとめにかえる。

まず、「地方写真」が実際に利活用されるには、アナログからデジタルへの変換、もしくはオープンデジタルの写真的確な収集をとおして、デジタルアーカイブを構築することが重要となる。デジタルアーカイブは、定義自体について議論があるところだが、たとえば、国レベルではデジタルアーカイブの定義を「様々

なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体」としている（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会 2017a）。また、吉見俊哉はデジタルアーカイブを「記録や記憶が集積している場所」と表現している（吉見 2017）。UNESCO では、デジタルヘリテージを「コンピュータ技術を基盤とした永続的な価値のある資料であり、将来の世代のために維持されるべきもの」と定義している（UNESCO 2012）。これらを踏まえ、筆者は「社会が遺すことを選択した／すべき知識情報基盤としてのデジタルデータとそれにまつわる仕組みの総体。真正性や永続性の確保、万人へのアクセス保障がその要件となる」を暫定的な定義としている。

また、デジタルアーカイブの分野では、現在、オープンデータと参加型編集に注目が集まっている。

オープンデータとは、「1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの 2. 機械判読に適したもの 3. 無償で利用できるもの」のすべての条件を満たすもの、と政府では定義している（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 2017）。このうち、利活用を押し広げるといって特に重要なのが、1. で述べられている二次利用が一定のルールのもとで認められているという点である。政府自身も事実上採用している仕組みである、クリエイティブコモンズライセンスという世界中で通じる著作権保持の方法の意志表示の仕組みをつかって、どのように利活用できるかを運営者が表示する方法がデジタルアーカイブで多く採用されてきている（福島 2014b; 澤谷 2018）。

また、参加型編集は、利活用者を取り込んで、画像やテキストなどのコンテンツ自体やメタデータの作成に参加してもらう取組みである。それぞれの地域の図書館や博物館の所蔵資料を利活用して、地域に関する情報を Wikipedia に掲載していこうという活動は WikipediaTOWN と呼ばれ、現在日本各地で展開されている（是住 2015; 福島 2017）。さらに、歴史的研究の上で重要な資料ではあるが、読み下すのに一定の技能と時間が必要である古文書を対象に、同時に多数が参加して翻刻作業を行っていこうというクラウドソーシングを軸にした取組が 2017 年から開始されている（後藤・橋本編 2019）。これは的確な広報戦略とあいまって、現在に至るまで非常に大きな成功を収めている。

上記の動向の整理を前提に、「地方写真」の利活用について考えたい。写真資料

福島 地域の博物館や図書館などは「地方（じかた）写真」の拠点たりえるか？

の利活用の成功例もデジタルアーカイブと通底しており、〈住民〉とともに、もしくは住民主導で行われて、はじめて新しい展開がひらける場合が多い。さらにより広い参加を望むとき、データのオープン化についても取組の当初から明示されている場合が多い。例えば、北摂アーカイブスでは、ひとつひとつの写真の利活用方針を下記(1)(2)のいずれかとする規約を明示しており、利活用に遵守を求めている (<https://web.archive.org/web/20180826222332/>, http://e-library2.gprime.jp/lib_city_toyonaka/cms/?page_id=21 [2021-01-05 確認])。その結果、利活用者にはある種の責任が生ずるが、手続き自体は不要になる。

- (1) 不可 (All rights reserved) (著作権を保持)：二次利用 (利活用) 禁止。当サイトでの閲覧以外には一切利用できません。
- (2) 許可 (表示・非営利・改変禁止)：一定の条件下での二次利用を許可します。その条件は以下の三点です。
 1. 表示：写真利用に際して著作者 (提供者) の表示を求める。
 2. 非営利：非営利目的に限って写真の利用を認める。
 3. 改変禁止：写真をそのままの形でのみ利用を認める。

しかし、多くの機関等においてはまだまだ従前の方法、つまり利用申請等を求め、さらにデータ作成等も機関側が全部行う、という形をとっている場合が多い (本特集 石山論文を参照)。これはもちろん、資料と情報に責任ある機関として、管理・公開を〈しっかりやらなければ〉という意識からくるものであることは理解できる。また、参加型編集を一部取り入れる場合でも、多くは活動のごく一部分としての構成要素としての展開に限られている。管理と利活用という課題が先に立てられている時、そのバランスを取ること自体が困難になっているのである。もしくは、それ以前に、従来の予算の枠に縛られ、デジタル化費用の獲得にも踏み切れない状況がまま観察される。

結局、いままで多くのベストプラクティスが積み重ねられながらも、地域の博物館や図書館の捉え方自体や業務の構造自体を検討しなければ、「地方写真」の全面的な展開は難しい。

3 地域の機関が「地方写真」の拠点たりえるために

3.1 各機関が置かれている状況

現状の各機関が置かれている状況を検討する際、まずは1995年の阪神淡路大震災と2011年の東日本大震災のインパクトを述べないわけにはいかない。地域の風景を根こそぎ変えてしまうこの2つの大規模災害を経験したことによって、被災前の失われた風景が残っている「地方写真」への関心は高まったといえよう。特に津波被害を受けた被災写真を回収し、乾燥させ、なんとかもとの所有者に返そうとする運動が大きな注目を集めたことは想起されてよい。大規模災害によって、われわれの認識が更新され、個人的な写真をも公共財とみなされるようになったのである。そして、この過程の中で、アーカイブズという言葉に、「現在を記録する」意味が付与されたとも総括できる。また、各省庁の協力を得て国立国会図書館が〈ひなぎく〉というポータルサイトを作成し、これら大規模災害の際に多数作られたデジタルアーカイブを集約したことも、特筆すべき動きである（福島2014a）。

一方、博物館・図書館をめぐる近年の状況は深刻である。現在、その焦点は2019年4月に施行された改訂文化財保護法をめぐる課題に集約できるだろう。改訂の内容自体を全面的に否定する必要はないが、活用重視にシフトし、観光や地域振興との連動がより明確になり、文化行政の固有の領域が不分明になった点は指摘できる。さらに、うまく運用されないと、市区町村レベルでの力量や取り組みの差によって、地域によっては文化財行政自体が成り立たなくなる可能性があるとされている（岩城・高木編2020）。

また図書館においても、特に公立図書館では入館者数と貸出数とその評価指標として機能するうちは、ともかく人気のある資料を大量に収書するという〈保守的〉な運営にならざるを得ない状況が、未だに基調としてある。

一方で、「地方写真」のプールとして機能していた地域社会や社会集団は崩壊の危機に直面している。数年前に、2040年までに900あまりの自治体が消滅し、地方の無人化と都市の高齢化が進むとするという予測が発表された（増田2014）。これは極端な予測という理解が多いが、地域社会の行先を一定程度示している。さ

福島 地域の博物館や図書館などは「地方（じかた）写真」の拠点たりえるか？

らにこの人口減と地域社会の崩壊という「縮小社会」を前提にしたとき、行政セクターにおいても大幅な投資増は見込めない状況は続く。実は平常時から地域資料が無意識的に散逸・棄損しているという指摘は、阪神淡路大震災の直後から行われていた。地域がその生き残り自体に苦闘する状況の中で、集落の記憶を遺そうとする活動が着実に行われているが（小山編 2015）、自治体の財政が逼迫してくるなかで、困難な状態がますます深刻になっていくであろうことが見越される。

このなかで、地域の博物館や図書館が〈「地方写真」の拠点〉たりえるためには、運用のハードルを下げ、さらに資料を取り扱った際のインセンティブを明示する必要があるだろう。

3.2 ハードルの下げ方

まずは、ハードルの下げ方を考えたい。そのためのキーは、「スリムモデル」という考え方である。この考え方は、デジタルアーカイブを無理なく構築・維持するためにはどのような方法があるか、という発想から、2016年秋の内閣府知的財産戦略本部デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会メタデータのオープン化等検討ワーキンググループにおいて筆者によって提示され（福島 2016）、2017年4月公表の「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」に一部反映されている（デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会 2017b）。この着想の背景としては、オープンガバメントや情報の共有化技術の進展というデジタルアーカイブに即した動向のほか、3.1で述べたような課題と連動して、構築主体の持続性等が問題となるなかで、構築されたデジタルアーカイブが実際に消滅している事態を念頭に置いたものであった。

このスリムモデルの要素は、以下の4点である。

- 利用規約の明示：基本中の基本であるとともに、二次利用促進のため
- 機械可読性の担保：データ流通・二次利用促進のため
- 環境に依存しないデータ移行性の担保：特定の環境・システムに依存しないため
- アクセシビリティの確保：多様な環境での利用を可能とするため

これらの考え方は、一般の博物館・図書館職員が想定するような大仕掛けのデジタルアーカイブ構築を避けて、なるべく従来のシステムや仕組みの中で、いわば日常の営為としてデジタルアーカイブを捉えることにつながる。実際に、デジタル環境が常にアップデートされることを前提に、デジタルコンバートや公開システムはなるべく手軽に構築することを目途として、flicker という写真共有システムの活用により、アーカイブ資料の公開と運用を行った事例も報告されている(富澤他 2018)。

この「スリムモデル」の発想をもとに、博物館・図書館が「地方写真」を取り扱う際に注力すべき点を考えていきたい。まず、資料の運用に即して、〈収集・整理・管理・活用〉という段階をあえて設定したとき、最初と最後が重要であると考え。すなわち、どれだけのスピードで収集し公開できるかであろう。従来、博物館・図書館では、整理や管理に多くのコストが割かれ、それによって資料が着実に保存され、その発見性も確保されてきた。しかし、前述の地域社会や機関自体の状況と、一方でデジタル技術の進展等を勘案すると、多くの資料を収集し、速報的に資料の存在を公表することに力点を積極的に移行することを提案したい(福島・天野 2019)。割けるリソースと収集すべき資料や情報をどう把握するかで、〈収集・公開〉と〈整理・管理〉とのバランスがはからなければならない。この提案は、一見、資料管理を軽視する突飛なものに見えるかもしれない。しかし、地域における博物館や図書館の社会的意味や資料の選定という〈入口〉と、その機能の効果や社会の中での展開という〈出口〉の議論が整理されていくなかで、この提案の意義はますます大きくなると考える(柳・田村編 2019; 本特集 序論も参照)。

また、権利処理にかかわる動向への留意も当然必要である。この間、デジタルアーカイブに関わる著作権の議論は非常に進展しており、まとまったテキストも入手できるようになった(福井監修・数藤編 2019)。しかし、一方で肖像権については、実は定まったガイドラインや手掛かりになる議論は少ない。当面は被撮影者の尊厳に配慮した上で、公開の範囲や手法を検討し、一方で、非公開等の申し立てがあった際に場合によっては対応する、というオプトアウト方式の組み合わせが妥当ではないかと考えられる。もっとも、現在進行形で「肖像権ガイドライン」を学術レベルで定めていこうという議論が展開しており(デジタルアーカ

福島 地域の博物館や図書館などは「地方（じかた）写真」の拠点たりえるか？

イブ学会 2019), 実際に 1995 年の阪神淡路大震災の取材映像を朝日放送局が 2020 年 1 月に「阪神淡路大震災 25 年 激震の記録 1995 取材映像アーカイブ」として大量に公開した際に, その成果の一部が援用されている (https://www.asahi.co.jp/hanshin_awaji-1995/ [2020-05-20 確認])。ともかくも肖像権への配慮に現場の労力を過重に割かないように, 利活用しやすいガイドラインが望まれる。

もちろん, 写真データの保存・管理自体もますます重要になってくる。製品として〈何千年もつ光ディスク〉などが発売されているが, 原則としては, 現物資料を管理すると同様に定期的に手を入れる, というマイグレーションが必須という考え方で運用されたほうがよいだろう。もちろんその際, すぐには公開できない「地方写真」を収集するダークアーカイブは当然の前提となる。ともかくも, 複数のデバイスにコピーを作成して, それぞれ同時に被災しないよう離れた施設等に保管し, さらに恣意的に運用されないように複数の管理者を置き, どこにどのようにデータを保管しているかをドキュメントに明記するという, 資料管理としてはごく常識的な手続きを行えば, デジタルデータの脆弱性は解消される。

これまで述べてきたいいくつかの手段を組み合わせることによって, 少しでも運用のハードルが下がれば, 地域の博物館・図書館が「地方写真」の収集・公開に着手しやすくなる。

3.3 インセンティブをどう作り出すか

次に, 博物館や図書館などがデジタルアーカイブを運営することのインセンティブについて述べたい。この問題は, 博物館・図書館等の活動の評価指標は何か, という課題に読み替えられる。現状では多くの施設で来館者数などの一種の単純な数値が評価指標になっている。そのために博物館においては, 地域では鉄道や動物をテーマにした展示を打ち, 中規模館以上になるとより多くの集客と話題性に期待して, なんとかブロックバスターを呼び込もうとする。そして図書館は, 前述したように〈親しみやすい〉蔵書構成に偏ることになる。

しかし, まますます複雑化し単線的な発展が望めない社会の中で, 社会教育施設としての使命を果たそうとすれば, その使命は畢竟〈社会に別の見方を提示すること〉に集束するであろう。これは同時に多様性の保障でもある。そのために, 社会教育施設は研究や資料の保存・活用を行っているのである。各々の現場から

だけではドラスティックな変化はなかなか困難ではあるが、例えば「インパクト評価」という考え方を取り入れ、機能が社会にどのように影響を与えたか、という評価指標を設定することも可能かと考える（西川 2017）。

また、資料を広く公開するという点では、内閣府と国会図書館で運営されている分野横断型の統合ポータル「ジャパンサーチ」への接続の可能性も重視されるべきだろう（<https://jpsearch.go.jp/> [2020-05-20 確認]）。ここに掲載されれば、それぞれの地域の「地方写真」が、全国、あるいは世界中から発見されやすくなる。また、この仕組みに対応しておくことで、様々なデジタルアーカイブに参加できる可用性が高まるようになっている。

さらに、「地方写真」の展示企画の成功例がより一層共有されるべきであろう。写真は情報が多く、他の資料よりも読み解きやすいと一般に考えられている。しかし、実際に詳細に検討すると、読み解き困難な部分は当然ある。その際、読み解きが不十分な段階でも展示等の形で展開すれば、展示観覧者からの多くのフィードバックがあり、展示された写真の目の前でもその内容や関連情報を巡っての会話が生じるとの報告は本稿で取り上げた事例でも通底している。この点を踏まえると、最初から情報の往還と写真情報の検証を利活用のプロセスに組み込む仕掛けが望まれる。さらには、〈観光活用〉のための利用も全面的に展開されるべきであろう。その際に重要なのは、一旦提示した情報が修正されること自体を、利活用の結果として大きく評価する議論に切り替えることであろう。どうしても最初から〈正しく〉情報を出したいというのが博物館・図書館の職員の習性であるが、正しさを突き詰めた時に、このマインドセットは検討されなかなければならない。

この点と連動して、博物館職員の育成過程にも言及したい。博物館情報・メディア論は、学芸員資格取得に必須の科目として 2012 年から導入されている。その目的は「博物館における情報の意義と活用方法及び情報発信の課題等について理解し、博物館の情報の提供と活用等に関する基礎的能力を養う内容とする」となっているが、現状では各大学の学芸員資格取得課程の教員が対応しきれず、等閑視されている状況がある。今後の博物館の情報発信に必須の科目であると同時に、「地方写真」の取り扱いと深く連動するところで、この点はカリキュラムの相互検討や教科書の執筆など、基礎的な段階からの再検討が必要となろう。

福島 地域の博物館や図書館などは「地方（じかた）写真」の拠点たりえるか？

インセンティブというのは、特に社会教育施設を対象としたとき、明確に位置付けることが難しい。ここではマインドセットと育成課程の再検討を前提に、評価指標を新たに設定し、広く資料を公開することを検討し、展示に対話のモメントを組み込むことで、インセンティブを設定できるのではないかとした。

4 おわりに——極私的体験，再び

ここまで、「地域の博物館や図書館は「地方写真」の拠点たりえるか？」という主題を巡って、私的体験から出発し、様々な取組を紹介して課題を抽出し、そのうえで、ハードルとインセンティブの両面からなんとか拠点化の方向を見出そうとしてきた。最後に、発端の私的体験と本稿で述べてきたことを接合してみたい。

まず、生後9か月の筆者とその親族の映像は、撮影後19年、公開後15年、被撮影者がその存在を知らないまま、限定された条件のもとではあったが、世界に対して公開されてきた。その映像の入手過程も含め、自身の映像を〈他者〉として扱うことには戸惑いがあった。初学者の段階で、強制的に自身がインフォーマントである／になりうるという経験をさせられたのである。この点、「地方写真」に関わる各自も、自分自身の写真を他者に預けるなどして、自分の手を離れたところで公開してみると、インフォーマントの経験を少しでも自身のものにできるのではないかと考える。被撮影者の尊厳が守られている状況なら大きなトラブルにはならないであろう。

一方で、メタデータが付されていたからこそ19年ぶりの邂逅が可能となったのであり、この点は重視されるべきであろう。しかし、このメタデータの重要性のみを強調することには与さない。「地方写真」が地域の博物館・図書館等で扱われるとき、限られたリソースをどこに投じるべきかの議論は常にあってよい。突き詰めれば、個別識別のためのユニークIDと画像さえデジタルアーカイブとして公開されていれば、なんらかのきっかけで発見される可能性が担保できる。また、インセンティブの議論で言及したことを換言すると以下のようになる。各機関は、社会的にどのような機能を果たすかを設定するなかで、地域の「地方写真」をどう扱うかを検討すればよい。それは幅広い地域資料・情報の取り扱いのなかに「地方写真」の課題を忍び込ませるということでもある。こうしたアイデアは、

文化資源という領域を設定し、図書館や博物館の一種の融合を指向した拙稿で展開した考察とも連動する（福島 2011）。

このビデオテークでの邂逅は、被撮影者とその親族には大変な喜びであった、冒頭で述べたように、記憶の再起の大きな鍵となったのである。同じく冒頭で紹介した DiPLAS シンポジウムの趣旨文の言葉を借りれば、「市井の人たちの手記が大きな史料的价值を持つことを考えれば、研究者が撮影した写真でなくとも、学術的に価値の高い写真は少なくない」。しかしその価値は、ひとつの尺度で測れるものではなく、予見不能というほかはない。各施設の機能を絞り込みつつ、さらに資料取り扱いのための手続きをなるべく簡素化し、リソースを削り出して、遺せるものは遺していくという方向に、すべての舵を切っていくしかない。

参考文献

- 岩城卓二・高木博志編
 2020 『博物館と文化財の危機』 京都：人文書院。
- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）
 2017 「オープンデータ基本指針」<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20170530/kihonsisin.pdf>（2020-05-20 確認）
- 小山元孝編
 2015 『消えない村—京丹後の離村集落とその後』 東京：林直樹。
- 是住久美子
 2015 「ライブラリアンによる Wikipedia Town への支援」<http://current.ndl.go.jp/ca1847>（2020-05-20 確認）
- 後藤真・橋本雄太編
 2019 『歴史情報学の教科書』 東京：文学通信。
- 澤谷晃子
 2018 「大阪市立図書館デジタルアーカイブのオープンデータの利活用促進に向けた取り組み」<http://current.ndl.go.jp/ca1925>（2020-05-20 確認）
- デジタルアーカイブ学会
 2019 「肖像権ガイドライン案」<http://digitalarchivejapan.org/bukai/legal/shozoken-guideline>（2020-05-20 確認）
- デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会
 2017a 『我が国におけるデジタルアーカイブ推進の方向性』 東京：デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会。
- 2017b 「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/index.html（2020-05-20 確認）
- 富澤かな・木村拓・成田健太郎・永井正勝・中村覚・福島幸宏
 2018 「デジタルアーカイブの『裾野のモデル』を求めて」『情報の科学と技術』68(3): 129-134。
- 西川開
 2017 「『デジタルアーカイブ』の価値を測る— Europeana における『インパクト評価』の現状」<https://www.dhii.jp/DHM/dhm75-2>（2020-05-20 確認）
- 西口光夫・上杉朋子
 2017 「北摂アーカイブスの取り組み—地域住民とともに地域の記憶を記録・活用」『図書

福島 地域の博物館や図書館などは「地方（じかた）写真」の拠点たりえるか？

館雑誌』111(6): 382-383。

福井健策監修・数藤雅彦編

2019 『権利処理と法の実務』東京：勉誠出版。

福島幸宏

2011 「地域拠点の形成と意義」知的資源イニシアティブ編『デジタル文化資源の活用——地域の記憶とアーカイブ』東京：勉誠出版。

2014a 「史料と展示『ひなぎく（国立国会図書館東日本大震災アーカイブ）』の概要とその意味」『歴史学研究』916: 35-38。

2014b 「京都府立総合資料館による東寺百合文書のWEB公開とその反響」<https://current.ndl.go.jp/e1561>（2020-05-20 確認）

2016 「ガイドラインに要れるべき要件（福島構成員資料）」http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/meta_data/dai2/siryou3_3.pdf（2020-05-20 確認）

2017 「ウィキペディアタウンをMLAの立場から考える」<http://magazine-k.jp/2017/07/11/wikipediatown-for-mla/>（2020-05-20 確認）

福島幸宏・天野絵里子

2019 「アーカイブズ構築のスリムモデル」<https://wiki.code4lib.jp/wiki/C4lj2019/presentation>（2020-05-20 確認）

増田寛也

2014 『地方消滅』東京：中央公論新社。

柳与志夫・田村俊作編

2019 『公共図書館の冒険——未来につながるヒストリー』東京：みすず書房。

UNESCO

2012 Concept of Digital Heritage. <https://en.unesco.org/themes/information-preservation/digital-heritage/concept-digital-heritage>（2020-05-20 確認）

吉見俊哉

2017 「なぜ、デジタルアーカイブなのか？——知識循環型社会の歴史意識」『デジタルアーカイブ学会誌』1(1): 11-20。

渡邊英徳

2018 「記憶の解凍」『立命館平和研究』19: 1-12。

渡部幹雄

2006 『地域と図書館——図書館の未来のために』東京：慧文社。

2008 「図書館とまちづくり——愛知川図書館の事例を中心に」大串夏身編『図書館の活動と経営』pp. 36-63, 東京：青弓社。